

日本社会福祉学会・第46回大会(明治学院大学)発表原稿
老人施設におけるソーシャルワーカーの専門性に関する一考察(その2)

社会福祉法人 青山里会
原田 重樹・堀尾 栄・西元 幸雄

1. はじめに

(その1)の検討結果を踏まえ、老人施設におけるソーシャルワーカーの位置づけ、役割、専門性に関する意識を調査するとともに、施設管理者及び他職種からみたソーシャルワーカーの専門性に関する検討を行うことを目的とした。

2. 対象及び方法

調査対象は、(その1)で示したソーシャルワーカー及び施設管理者である施設長、看護職、介護職にある職員を対象として、郵送法を用いて調査を行った。設問内容は、ソーシャルワーカーと同じく、多肢選択法及び自由回答法の併用で質問紙を作成し、行った。

検討の方法としては、施設別、施設内における立場・位置づけ別及び資格別比較を基本としてそれぞれのグループ間の関連度について「 k^2 独立性の検定 ($m \times n$ 分割表)」を用いて検討を行った。

3. 結果

生活指導員、相談指導員として各々、所属する機関での職種名について、施設別及び資格別それぞれ表1-a・bに示した。施設種別では、法的名称を用いている傾向が伺われ、資格別においては、ソーシャルワーカーの名称を用いているのは、国家資格である社会福祉士が48.5%と約半数を占めてはいるが、やはり職種名称は施設の考え方によるものが多く、現状としてソーシャルワーカーの名称を用いているのは全体で26.2%にとどまっている。

次に、施設における立場・位置づけ別について、施設別、資格別、経験年数別に比較したものを表2-a・b・cにそれぞれ示した。施設別比較では、特養、デイサービスがともに、「中間管理職的位置づけで処遇のリーダー」とする者が50%以上を占め、逆に老健、支援センターでは、「他職種と並列でソーシャルワークの専門職」とする者が約60%を占めていた。資格別比較においては、国家資格である社会福祉士は、「他職種と並列」が65.1%と最も多いが、社会福祉主事では、「中間管理職的」「他職種と並列」が43.5%、46.7%とほぼ同率であった。経験年数による比較においては、5年以上の経験者において「中間管理職的位置づけ」が増えており、施設内での立場の変化が伺える。なお、施設内における立場・位置づけとのそれぞれの関連度については、施設比較は危険率1%水準において有意な関連がみられた。

次に、立場・位置づけと資格別による「自らの考える専門領域」についてそれぞれ表4-a・bに示した。立場・位置づけ別比較では、「中間管理職的位置づけ」の者で、ソーシャルワーク、処遇のリーダーが34.2%、38.2%とほぼ同じであるのに対し、「他職種と並列的位置づけ」の者では、ソーシャルワーク65.9%と2者の間に大きな特徴が認められ、関連性の度合いに関しても0.1%水準において有意な関連がみられた。同じく資格別の比較においても1%水準で有意な関連が認められ、社会福祉士では、ソーシャルワークとする者が75.8%であるのに対し、社会福祉主事及びその他の資格、資格なしでは、利用者処遇のリーダーが増えている。さらに、社会福祉士と社会福祉主事の2者においてt検定を行った結果、1%水準で有意な差がみられた。経験年数別の比較においては、有意な関連は認められなかった。

調査対象者が認識している「施設が期待する役割」について表4-a・bにそれぞれ示した。施設別比較での施設間の関連性は、5%水準での有意性は認められなかったが、老健・支援センターでは「ソーシャルワーク」、特養・デイサービスでは「利用者処遇のリーダー」としての役割を認識して

いることが伺える結果であった。資格別比較において、ソーシャルワークを意識しているのは、社会福祉士59.2%、社会福祉主事32.3%と相違が見られる。また、社会福祉主事では、「利用者処遇のリーダー」が30.7%、「コーディネーター」も合わせると46.8%と施設内におけるリーダー的存在の意識が強いことが伺えた。これらの関連性の検定においては、1%水準での優位な関連を認め、加えて社会福祉士と社会福祉主事の2者間についても0.1%水準での有意差を認めた。

次に、「自らが考える専門領域」と「チームケアを行う際の立場」の関係について表5-a・bに示した。縦項目は専門領域、横項目はチームケアの際の立場とした。関連性については、自分自身が認識する専門領域と援助現場におけるチームケアの際の立場は本来であれば一致すべきものであり、きわめて高い水準での関連性が認められるべきであると考えられるが、わずか5%水準にとどまっている。最も一致しない場合は、コーディネーターであるが、これは「コーディネート」というものが本来のサービスの調整というのではなく、チームケアの援助場面でのリーダー的存在として捉えられていることによるものと推察した。

次に、「施設種別によって専門性が変わるか否か」について、施設種別・資格別についてそれぞれ表6-a・bに示した。施設種別においては、ほぼ同じ傾向であったが、「どちらともいえない」が約50%を占め、「変わらない」と答えた者はわずか20%程度であった。関連性についても有意差はみられなかった。しかし、資格別比較においては、社会福祉士で「変わらない」が33.3%と社会福祉主事19.4%、他資格・資格なし3.8%に比べわずかに高いことが分かった。資格別比較における関連性については、1%水準で有意な関連がみられた。

調査Ⅱにおいては、施設管理者である施設長及び看護職、介護職といった他の専門職からみたソーシャルワーカーの専門性に関する意識について検討を行った。対象者の基本的属性については表7に示した。看護職、介護職については原則として主任クラスの職員に記入をお願いした。

他職種からみたソーシャルワーカーの専門領域について表8に示した。専門領域を「ソーシャルワーカー」と考えるのは、3者共に約40%とほぼ同じであるが、「利用者処遇のリーダー」で施設長が22.7%であるのに対し、看護職、介護職では、それぞれ33.7%、31.9%とわずかに乍らに多い。これは、利用者処遇の現場における調査対象者と他の専門職との関係のあらわれであると推察できる。

次に、「チームケアを行う際のソーシャルワーカーの立場」について表9に示した。施設長、看護職、介護職ともに、ソーシャルワーク、コーディネート、利用者処遇のリーダーがそれぞれ20~30%とほぼ同じ傾向にあることが伺える。しかし、ソーシャルワーカー自身の回答と同じく、コーディネートという立場については、リーダー的存在の認識の上、選択しているのではないかという点が危惧される結果であった。

次に、「施設におけるソーシャルワーカーの立場・位置づけ」について表10に示した。3者共に「他職種と並列でソーシャルワークの専門職」と「中間管理職的位置づけで利用者処遇のリーダー」が約40%と同じ傾向であった。これは、調査対象者をソーシャルワーカーとして認識する者が40%しかないという結果の現れであると考えざるを得ない。

国家資格である「社会福祉士の必要性」については表11に示した。資格を「不必要」と考える者は3者共10%以下であったが、逆に「必要」と考える者もそれぞれ50%程度にとどまっていた。必要と考える理由としては、「他の専門職と連携する上で必要不可欠」「専門職として位置づけに必要」「ソーシャルワーカーとしてのレベルの均一化」等であり、不必要としての理由は、「社会福祉主事資格で十分」「資格と同等の知識・技術を有していれば資格の有無は関係ない」等であった。どちらともいえない理由としては、「資格よりも実務経験重視」が圧倒的に多く、社会福祉士資格に対する否定的な傾向すら伺える。また、「資格制度が確立していない」「実際の業務と資格の関連が薄い」等の理由も必要性を認識しづらい要因となっているとも考えられる。

4. 考察

- ① 福祉・医療・保健とそれぞれに法的根拠が異なっているため、職員の基準配置の仕様が異なっている。そのため、高齢者介護サービスのフレームでは同じであるものの、相談援助を行う専門職の名称が異なっている。さらに、施設管理者の考え方によってその職能、職位、領域が異なっているといえる。
- ② 施設内においてソーシャルワーカーという専門職として位置づけられている者は全体で47%にとどまっている。それに対し、利用者処遇のリーダーという中間管理職的位置づけも40%を占めており、職位は安定していない。社会福祉士の意識している職位は、「他職種と並列でソーシャルワークの専門職」、社会福祉主事が「中間管理職的立場で利用者処遇のリーダー」と、国家資格保持者と任用資格者の意識の差が非常に大きいと考えられる。
- ③ チームケアのシステムが成熟していれば、中間管理者をおく必要性はないものと考えられる。しかし、福祉施設の現状として専門的な資格を有しない管理者が多く、専門家が育成されても受け入れ施設のチームケアシステムがなければスタッフ個人の意識はあっても、ケアの現場で専門性を生かすことが出来ない。そうした現状を補完するための中間管理者の存在は今しばらく必要であると考えられないこともない。
- ④ 施設管理者、看護職、介護職の認識する生活指導員、相談指導員の専門性、役割に関しては、「ソーシャルワークの専門職」としての認識もあるものの、利用者処遇のリーダー的存在を依然として強く望んでいるものと考えられる。専門スタッフによるチームケアを基本とすれば、それぞれの専門スタッフが自職の専門領域を明確にし、守ることが重要である。そういう意味では、看護・介護職がソーシャルワーカーに対し、処遇上のイニチアチブを渡すことはチームケアの原則に相反することであると考えられる。
- ⑤ 施設種別による機能の違いにより、援助形態、施設職員としての役割、業務内容は異なるが、ソーシャルワーカーとしての専門性が変わるものではない。その点を我々ソーシャルワーカーは改めて認識する必要があるものと考えられる。社会福祉援助者であるソーシャルワーカーの専門領域、役割については、クライアントの生活を幅広く支援することであり、そこではあらゆるソーシャルワーク技術が駆使され、実践されるべきであると考えられる。
- ⑥ 老人福祉施設におけるソーシャルワークは、生活指導員の業務の一部としての考え方がこれまで長年に亘り培われてきた。生活指導員は、中間管理者で、施設長の介護現場における非専門性を補完する役割であったり、介護スタッフの非専門性を指導・教育する役割が大きかったといえる。その点については、本研究の中でも非常に強く感じられる部分であった。全国老人福祉施設協議会の研修テーマにおいても、今だ「生活指導員は中間管理者」であることを前提とする内容が目立つ。また、社会福祉学の著名な大学の教育者においても生活指導員を中間管理職として位置づけている先生方も多く、今後処遇現場においてチームケアを実践していく上で、他職種の専門性を評価しない姿勢が介護現場に入る者に作られてしまう可能性があることに対する不安は決して小さくない。
- ⑦ 今後、ソーシャルワーカーの専門性を高めていく為には、実践をより科学的に評価する中で理論構築を目指し、現任訓練の研修プログラムの開発、システムづくり、またスーパービジョンを強化すると同時に大学におけるソーシャルワーク実践の専門教育の充実が望まれるものとする。

老人施設におけるソーシャルワーカーの専門性に関する一考察(その2)

社会福祉法人 青山里会

○ 原田重樹・堀尾 榮・西元幸雄

表1-a 職種名(施設別)

	ソーシャルワーカー	生活指導員	ケースワーカー	相談指導員	その他	検定
特 養 (n=50)	14.0	82.0			4.0	
老 健 (n=65)	7.7	1.5		89.3	1.5	
デイサービス (n=29)	20.7	62.4	3.4	3.4	10.3	
支援センター (n=42)	73.7	14.3	2.4	4.8	4.8	
合 計 (n=186)	26.3	35.6	1.1	32.7	4.3	

表1-b 職種名(資格別)

	ソーシャルワーカー	生活指導員	ケースワーカー	相談指導員	その他	検定
社会福祉士 (n=66)	48.5	24.2		27.3		
社会福祉主事 (n=62)	16.1	43.6	1.6	33.9	4.8	
その他資格、資格なし(n=58)	12.1	32.8	1.7	37.9	15.5	
合 計 (n=186)	26.2	35.6	1.1	32.8	4.3	

表2-a 施設における立場・位置付け(施設別)

	中間管理職	他職種と並列	その他	検定
特 養 (n=49)	55.1	34.7	10.2	**
老 健 (n=66)	28.8	60.6	10.6	
デイサービス (n=29)	55.2	24.1	20.7	
支援センター (n=42)	31.0	57.1	11.9	

** $p < .01$

表2-b 施設における立場・位置付け(資格別)

	中間管理職	他職種と並列	その他	検定
社会福祉士 (n=66)	19.7	65.1	15.2	*
社会福祉主事 (n=62)	43.5	46.8	9.7	
その他資格、資格なし(n=59)	66.7	20.0	13.3	

* $p < .05$

表2-c 施設における立場・位置付け(経験年数別)

	中間管理職	他職種と並列	その他	検定
1年未満 (n=21)	38.1	52.4	9.5	*
1年以上3年未満 (n=49)	28.6	63.2	8.2	
3年以上5年未満 (n=35)	37.1	48.6	14.3	
5年以上10年未満 (n=49)	53.1	30.7	8.2	
10年以上 (n=24)	50.0	20.8	29.2	

* $p < .05$

表3-a 自らの考える専門領域（立場・位置付け別）

	ソーシャルワーク	コーディネート	処遇のリーダー	その他	検定
中間管理職的位置付け (n=76)	34.2	8.3	38.2	19.3	**
他職種と並列 (n=88)	65.9	11.4	9.1	13.6	
その他の位置付け (n=23)	56.6	13.0	13.0	17.4	

** $p < .01$

表3-b 自らの考える専門領域（資格別）

	ソーシャルワーク	コーディネート	処遇のリーダー	その他	検定
社会福祉士 (n=66)	75.8	12.1	1.5	10.6	*
社会福祉主事 (n=62)	40.3	12.9	27.4	19.4	
その他資格、資格なし (n=59)	32.2	10.2	37.3	20.3	

* $p < .05$

表4-a 施設が期待する役割（施設別）

	ソーシャルワーク	コーディネート	処遇のリーダー	その他	検定
特養 (n=50)	30.0	18.0	30.0	22.0	
老健 (n=66)	47.0	19.7	15.1	11.0	
デイサービス (n=28)	32.1	7.1	32.1	10.7	
支援センター (n=40)	59.5	16.7	11.9	11.9	

表4-b 施設が期待する役割（資格別）

	ソーシャルワーク	コーディネート	処遇のリーダー	その他	検定
社会福祉士 (n=65)	60.0	18.5	4.6	16.9	**
社会福祉主事 (n=62)	32.3	16.1	19.4	32.2	
その他資格、資格なし (n=59)	35.6	15.3	40.6	8.5	

** $p < .01$

表5 チームケアを行う際の立場（自らが考える専門領域別）

	ソーシャルワーク	コーディネーター	処遇のリーダー	その他	検定
ソーシャルワーク (n=97)	80.4	13.4		6.2	*
コーディネート (n=19)		94.7	5.3		
処遇のリーダー (n=40)	7.5	7.5	55.0	25.0	
その他 (n=25)	8.0	24.0	56.0	12.0	

* $p < .05$

表6-a 施設種別によって専門性は変わるか（施設別）

	はい	いいえ	どちらとも	検定
特養 (n=48)	26.0	18.0	52.0	
老健 (n=63)	34.8	19.7	41.0	
デイサービス (n=27)	17.2	20.7	55.2	
支援センター (n=40)	28.6	19.0	47.6	

表6-b 施設種別によって専門性は変わるか（資格別）

	はい	いいえ	どちらとも	検定
社会福祉士 (n=64)	25.8	33.3	37.9	**
社会福祉主事 (n=62)	33.9	19.4	46.7	
その他資格、資格なし (n=52)	28.8	1.9	69.3	

** $p < .01$

表7 基本的属性（施設長、看護職、介護職）

項目	属性・特徴	施設長			介護職		看護職	
		人数	割合(%)	年齢	人数	割合(%)	年齢	割合(%)
性別	男性	131	80.4	30~78	25	21.0	2	1.4
	女性	32	19.6	39~74	94	79.0	139	98.6
平均年齢と範囲	男性	55.7歳		30~78	32.2歳		43.0歳	
	女性	55.8歳		39~74	43.6歳		45.7歳	
経験年数	1年未満	26	16.0		4	3.4	13	9.2
	1年~3年	34	20.8		13	10.9	15	10.6
	3年~5年	22	13.5		11	9.2	8	5.7
	5年~10年	25	15.3		53	44.5	38	26.9
	10年以上	50	30.1		27	22.8	60	42.6
	N. A	7	4.3		11	9.2	7	5.0
所属施設	特別養護老人ホーム	41	25.2		40	33.6	36	25.5
	老人保健施設	48	29.4		46	38.7	51	36.2
	デイサービス	42	25.8		26	21.8	28	19.9
	在宅介護支援センター	32	19.6		7	5.9	26	18.4
設置主体	社会福祉法人	90	55.3		61	51.3	69	49.0
	医療法人	40	24.5		40	33.6	41	29.1
	市町村	26	16.0		12	10.1	16	11.3
	社会福祉協議会	2	1.2		3	2.5	10	7.1
	組合	2	1.2		2	1.7	2	1.4
	その他	3	1.8		1	0.8	3	2.1

表8 他職種からみたソーシャルワーカーの専門領域

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
施設長 (n=163)	38.6	12.9	0.6	17.8	22.7	3.1	0.6	3.7
看護職 (n=141)	37.7	17.0	2.1	10.6	31.9			0.7
介護職 (n=119)	40.4	9.2	0.8	9.2	33.7	2.5		4.2

① ソーシャルワーカー ② ケースワーカー ③ グループワーカー ④ コーディネーター ⑤ 利用者処遇のリーダー
⑥ 処遇職員の管理 ⑦ 施設の運営管理 ⑧ その他

表9 他職種からみたチームケアを行う際のソーシャルワーカーの立場

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
施設長 (n=163)	33.7	9.8	2.5	27.0	20.2	2.5	1.8	2.5
看護職 (n=141)	27.7	14.2	4.3	23.3	27.0	1.4	0.7	1.4
介護職 (n=119)	43.0	5.9		15.1	26.1	9.2		4.2

① ソーシャルワーカー ② ケースワーカー ③ グループワーカー ④ コーディネーター ⑤ 利用者処遇のリーダー
⑥ 処遇職員の管理者 ⑦ 施設の運営管理者 ⑧ その他

表10 他職種からみた施設におけるソーシャルワーカーの立場・位置付け

	①	②	③	④	⑤
施設長 (n=163)	8.0	50.9	38.7	0.6	1.8
看護職 (n=141)	7.8	40.4	41.8	4.3	5.7
介護職 (n=119)	8.2	40.3	37.0	7.6	5.9

① 副施設長の位置付け ② 中間管理職的位置付け ③ 他職種と
④ 介護職員の一員 ⑤ その他

表11 社会福祉士資格の必要性

	はい	いいえ	どちらとも
施設長 (n=163)	56.4	9.2	34.4
看護職 (n=141)	56.0	8.5	35.5
介護職 (n=119)	51.2	7.9	42.9